

福島県定住・二地域居住推進モデル事業補助金実施要領

(目的)

第1条 本実施要領は、福島県定住・二地域居住推進モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものである。

(事業要件)

第2条 本事業の対象事業は、交付要綱第3条及び別表に定める対象事業区分に該当する事業であって、かつ次の各号に該当する事業とする。

- (1) 事業期間が、事業実施年度の2月末までに完了する事業であること。
- (2) 事業を実施する市町村等の総合戦略に位置付けられた事業であること。

(採択)

第3条 本事業は、福島県企画調整部長（以下「企画調整部長」という。）が設置する審査委員会において採択事業を決定するものとする。

- 2 企画調整部長は、採択事業を決定した場合には、補助事業者に対し通知するものとする。
- 3 採択通知を受けた補助事業者は、採択通知を受けた内容の範囲内で、交付要綱第4条に定める交付申請を行うものとする。
- 4 本事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる審査項目について、別に定める審査基準に基づき採点する。
 - (1) 実施体制
 - (2) 事業内容
 - (3) 移住希望者受入体制の状況
 - (4) 収益事業への発展性
 - (5) 中長期的な事業効果の適正性

(事業に対する支援)

第4条 企画調整部長は、移住希望者の受入体制の整備及び福島県定住・二地域居住推進モデル事業の実施において、必要に応じて関係機関を加えた会議を開催し、必要な支援を行うものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。